

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	平成24年2月6日 臨時庁議
開 催 日 時	平成24年2月6日（月） 午前9時 5分 ～ 午前9時30分
開 催 場 所	市長公室
出 席 者	富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、高橋都市建設部長、関根会計管理者、新井水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長 (担当課1) 岡田総務部参事兼人権庶務課長、松上同課長補佐、同課小笠原男女平等推進係長 (担当課2) 松本都市建設部参事兼道路交通課長、野島同課長補佐、同課道路施設係中村主査 (事務局) 神田政策企画室長、村山同室主幹兼室長補佐、同室政策企画係飯沼主事
会 議 内 容	(1) (仮称)朝霞市女性センターの設置について(報告) (2) 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(案)について

<p>会 議 資 料</p>	<p>(1) (仮称) 朝霞市女性センターの設置について (2) 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(案)について</p>	
<p>会 議 録 の 作 成 方 針</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 要点記録</p>	
	<p><input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管 (保存年限 年)</p>	
	<p>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月</p>
	<p>会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁</p>	
<p>そ の 他 の 必 要 事 項</p>		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【議題】

(1) (仮称)朝霞市女性センターの設置について（報告）

【説明】

(岡田総務部参事兼人権庶務課長)

- ・朝霞市男女平等推進条例第20条の規定に基づき、第4次朝霞市総合振興計画後期基本計画及び朝霞市男女平等推進行動計画に、男女平等を推進するための拠点づくりを目標に掲げており、さらには、市長の政策ローカルマニフェストにおいても女性センターの設置を位置付けている。
- ・平成21年10月2日に、市長が朝霞市男女平等推進審議会に対して、「(仮称)朝霞市女性センターに求められる機能について」の諮問を行った。その後、同審議会に専門部会を設置し、計6回にわたる検討を経て、その結果報告を平成22年11月26日に審議会に行った。さらに、専門部会からの報告を基に審議会において審議を行い、平成23年2月17日に市長に対して答申を行った。
- ・答申において、女性センターのあり方は、①女性の人権問題解決のための学習の場であり、そのための情報の確保、発信、次世代に続く人材養成の場として機能できる女性センターを目指すこと、②女性の人権をはじめ子どもや高齢者など、社会的弱者の人権についても偏見や弊害を予防学習し啓発に努める場として誰もが集うことのできる施設を目指すこと、③女性センターは、様々な催し物、講座、相談等を積極的にPRするとともに、市民等と協働した活動が展開され、誰もが気軽に利用できるような女性センター施設が望ましいと考える、と提言されている。
- ・機能については、「集う」「学ぶ」「伝える」「調べる」「守る」「支える」の要素に配慮する必要がある。
- ・女性センターの設置場所について、審議会の答申をいかに反映するかを中心に、①これまで遅れていた拠点づくりをいかに早期に実現するか、②財政的にも厳しい中で、施設の活用等を含め、いかに合理的、効率的な運営を行っていくか、③「守る」「支える」機能を充実させるためには市役所の関係各課との連携・協力が必要不可欠であり、関係各課と連携が容易に取ることができる場所はどこかとの視点を交えながら検討を行った。その結果、事業を実施するために必要な会議室等が備わっているという最大のメリットがある中央公民館・コミュニティセンターを改修して設置することが適当であるとの結論に至った。
- ・(仮称)朝霞市女性センターの概要について、中央公民館・コミュニティセンターを改修し、開設を考えている部分は、準備室と倉庫の部分である。面積は、準備室の部分が約60㎡、倉庫の部分が約40㎡である。
- ・レイアウトは、準備室に「支える」「守る」スペースとして、相談室を2部屋（7.6㎡及び7.2㎡）及び相談者待機スペースを設け、事務室（34.52㎡）と更衣室兼休

憩室を設けたい。

- ・「集う」「調べる」スペースとしては、下部の倉庫の部分を充て、図書コーナーやパソコンを設置するとともに机、椅子を配置し、世代間を超えた交流の場として、また、啓発物資の配置や関係資料等を配置することで市民が容易に男女平等に関する情報を得られるなど知識を習得する場として考えている。
- ・通路部分に掲示板を設置し、事業の開催など、男女平等に関する情報等を掲示することにより、情報を多くの市民等に「伝える」スペースとして活用したい。
- ・「学ぶ」スペースとしては、公民館やコミュニティセンターの学習室、実習室や集会室を利用して、講座や講演会等の事業を展開したい。
- ・女性センターの運営方法について、開所日は中央公民館等と同様とし、月曜日及び1月1日から3日まで及び12月29日から31日までを休所とする。開所時間は、午前9時から午後5時までとする。
- ・職員体制は、正規職員5人と臨時職員2人を予定している。実際には週休日や勤務形態の関係により、通常勤務している職員数は、主に正規職員4人と5時間勤務の臨時職員1人である。
- ・女性センターは総務部人権庶務課に所属し、実質的には男女平等推進係がその運用に当たる。
- ・相談室の活用として、「配偶者暴力相談支援センター」の相談員による相談日を毎週火曜日と土曜日に実施し、それ以外の開所日は、従来どおり職員による相談受付を予定している。
- ・女性総合相談についても、現行のとおり毎週木曜日に実施する。
- ・これらの計画は、平成24年1月25日に開催した朝霞市男女平等推進審議会において、了承していただいた。その際、委員の方々から、配偶者暴力相談支援センターの機能があることなどから、セキュリティ対策をしっかりと行うことや、女性が入りやすい施設とするため、壁の色合いなどにも配慮すること、公民館等ではない施設があることが、一目でわかるように案内板にも工夫することなどの意見をいただいたので、反映したい。
- ・今後の予定について、平成24年2月に行われるコミュニティセンター運営審議会、公民館運営審議会及び議会全員協議会において概要説明を行い、3月議会で予算の承認をいただいた後、速やかに整備に向けて設計及び工事に着手し、10月には完了する予定である。その後、開所準備及び周知を行い、平成25年1月4日に開所する予定である。
- ・設置及び管理条例の制定、愛称の選定に向けた作業を並行して進めていきたい。
- ・市民等と協働した活動が展開され、誰もが気軽に利用できる女性センターの開設を目指したいと考えている。

(田中審議監)

[平成24年1月30日政策調整会議の要旨について報告]

- ・DV被害者等が相談のため来館している最中に、配偶者が追いかけてくる場合も考えられるが、安全に逃げられるよう、構造上の措置は考えているのかとの質問があった。これに対して担当課から、パーティションで区切り、外から見えないようにすること、また相談者待機スペースの隣に非常口がくるよう配置しており、すぐ避難できるよう配慮しているとの回答があった。
- ・公民館の運営への支障について、各協議会への説明はどうするのかとの質問があった。これに対して担当課から、2月にコミュニティセンター運営審議会及び公民館運営審議会に説明を行う。また、公民館及びコミュニティセンターの運営側と随時調整を行うとの回答があった。
- ・現在準備室や倉庫に収納してある物はどこへ移動させるのかとの質問があった。これに対して担当課から、展示ギャラリーの機能を損なわない形で維持したいため、展示ギャラリーで使用するパネル等については、現状の資料室の中で部分的に収納を行い、その他の物は地下書庫で収納するとの回答があった。
- ・DV等の相談の関係もあるため、福祉課や子育て支援課と、今後の運営を円滑に進めていくための事前調整が必要なのではないかととの質問があった。これに対して担当課から、女性センターが開館するまでの間に、事前調整を進めていくとの回答があった。

【意見等】

なし

【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定することとする。

【議題】

- (2) 朝霞市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第3条第3項ただし書の規模を定める条例(案)について

【説明】

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

- ・宅地の小規模化の傾向があることから、埼玉県は面積用件を100平方メートルと定めた。
- ・朝霞市においても、宅地の小規模化が進んでいるため、100平方メートルを届出面積としたい。

(田中審議監)

[平成24年1月30日政策調整会議の要旨について報告]

- ・権限移譲により平成20年度からすでに3年間事務をおこなっているが、その実績や実

態はどうなっているのかとの質問があった。これに対して担当課から、実績の報告があった。3年間で20件の届出・申出があったが、このうち200平方メートル未満は1件で、それ以外の19件は、すべて200平方メートル以上であること。また、20件のうち、公有地の拡大の推進に関する法律第4条の届出と同法第5条の申出の内訳は、届出が5件、申出が15件であるとのことであった。

- ・政策調整会議では、暫定逆線引き地区が市街化区域となったこともあり、届出義務の規模を100平方メートルに設定して、網の目を細かくした方が、政策的に有利であると考えられることに加え、近隣3市も届出義務の規模を100平方メートルとしていることから、近隣市との均衡を図るという意味からも、100平方メートルに設定した方が良いのではないかと結論に至った。

【意見等】

(富岡市長)

- ・土地を譲渡しようとする場合の市への届出等義務の規模を、200平方メートルとしている他市の理由は何か。

(松本都市建設部参事兼道路交通課長)

- ・例えば川口市では、200平方メートル未満の届出がなかったためである。その他では、元々埼玉県の条例で定めていた規模である200平方メートルに合わせた市がほとんどである。

(高橋都市建設部長)

- ・大方の市が、さいたま市に合わせて200平方メートルにただけである。

(富岡市長)

- ・200平方メートルとするメリットは何か。

(高橋都市建設部長)

- ・100平方メートル以上200平方メートル未満の届出が無くなる分、事務の簡素化を図ることができる。

(富岡市長)

- ・届出義務の規模を100平方メートルに設定すると、事務手続きはどの程度増えるのか。

(高橋都市建設部長)

- ・そこまで大きくは増えないと考える。

【結果】

- ・本件については、原案のとおり決定することとする。